

# 第 1 章 計画の策定趣旨、位置付け

## 1. 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」）を策定しました。その後、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があったことから、令和 5 年 6 月に基本法の改正が行われ、同年 7 月に新たな基本計画が策定されました。

茨城県においては、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成 29 年 2 月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」）を策定しましたが、その後、令和元年東日本台風などの大規模災害における課題等を踏まえ、茨城県総合計画の改定に伴い、令和 4 年 3 月に改定がされました。

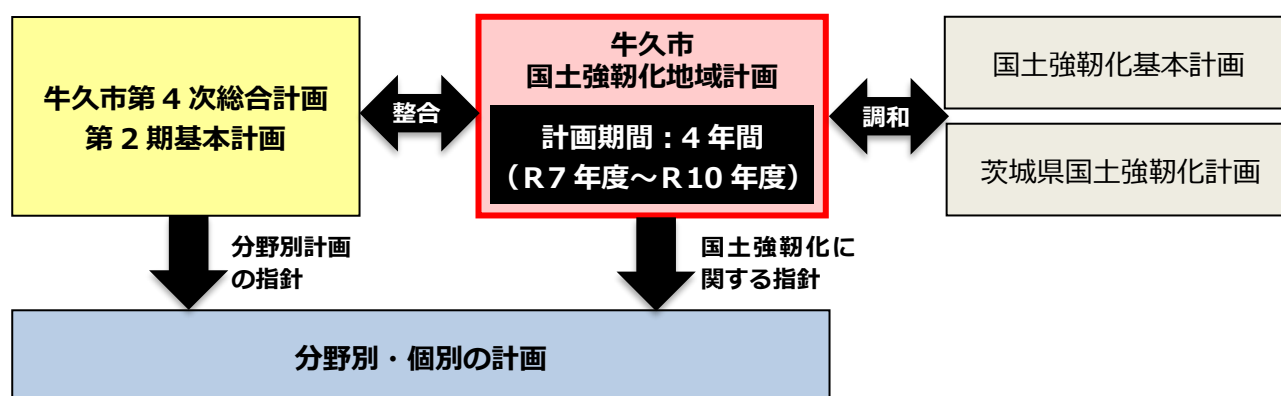
本市では、牛久市第 4 次総合計画において「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」をまちづくりの将来像として、地域一体となって災害に備える、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいます。

そのような中、東日本大震災以降も台風や局地的豪雨などによる被害が発生していることから、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、令和 3 年 3 月に「牛久市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）を策定しましたが、令和 5 年 6 月に発生した梅雨前線による大雨等、近年の気候変動によるとみられる集中豪雨への対応や、令和 6 年 1 月に発災した能登半島地震により顕在化した課題への対応を盛り込み、牛久市第 4 次総合計画が令和 7 年度から第 2 期基本計画に移行することに伴い、「牛久市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）改定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の「茨城県国土強靱化計画」と調和を図ると同時に「牛久市第 4 次総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。



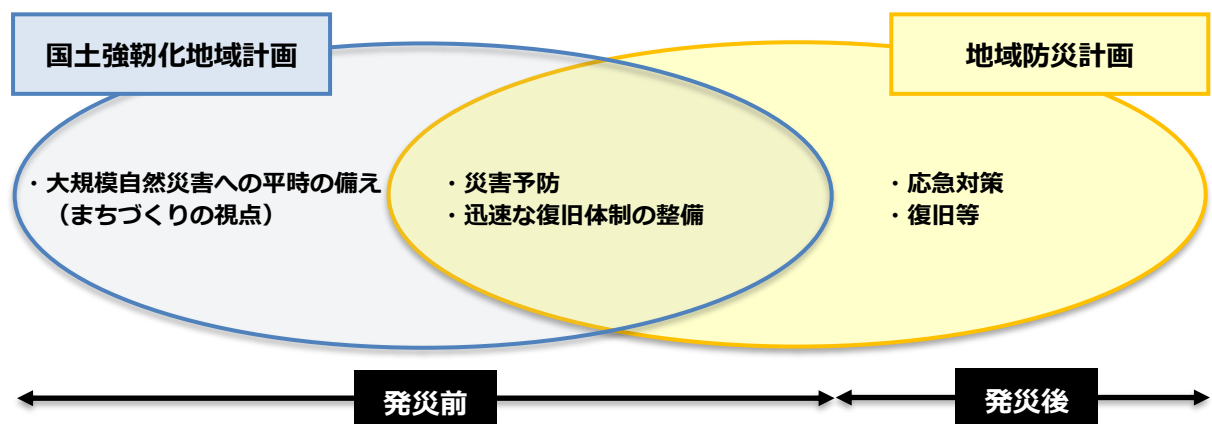
図：牛久市国土強靱化地域計画と他計画との関係性

### （１）地域防災計画と国土強靱化地域計画

本市における防災への取組について定めた計画としては、既に「牛久市地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水、原子力災害など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



図：国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性

### （２）計画期間

本計画は、牛久市第４次総合計画第２期基本計画に合わせて、計画期間を令和７年度～令和１０年度までの４年間とします。

その後も、牛久市総合計画基本計画の見直し等と合わせて、本計画の見直しを行っていきます。